

償却資産の申告について

1、申告していただく方

いの町内に事業用償却資産を所有している方(法人、個人等の別は問いません)は毎年1月1日現在における当該償却資産を地方税法の定めにより申告しなければなりません。

2、申告方法

(1)平成20年度に申告された方

平成20年12月上旬までに申告の案内等を送付します。

(2)平成21年度初めて申告される方

申告書等の送付先を下記までご連絡ください。

3、申告期限

平成20年度の償却資産の申告期限は平成21年1月31日ですが、事務処理の都合上1月23日(金)までに申告くださいますようお願いいたします。

4、平成21年度分の償却資産

の申告から、注意いただきたい点

平成20年度の税制改正で、機械及び装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われ、決算期等に関わりなく、既存分も含めて、平成21年度分償却資産の申告から、改正後の耐用年数を用いることとなります。

従って、既存分の平成21年度の評価額計算は、平成20年度の評価額に改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出することとなります。資産の取得時に遡って再計算するものではありません。

平成19年以前に取得された資産で、すでにいの町の償却資産台帳に登録されているものについては、自動的に耐用年数へ更新されませんので、耐用年数の変更の申告が必要となります。

種類別明細書(増加資産・全資産用)に対象資産を記入

の上、摘要欄にその旨を記載し、(例、省令改正による変更等)申告をお願いします。

耐用年数表に新旧資産区分の対応関係表につきましては申告書等の案内と一緒に送付します。

5、償却資産の申告とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けしている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税の対象となります。

《対象となるもの》

平成21年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に挙げる資産も申告が必要です。

(1)耐用年数が経過し減価償却が終了している資産

税対象となるもの(例、小型フォークリフト)

(2)無形固定資産(例、特許権、実用新案権等)

(3)観賞用、興行用に供する生物を除く馬、牛、果樹、その他の生物

(4)耐用年数1年未満又は取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入する資産

(5)取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により、一括して3年間で償却している資産

提出及び問い合わせ

税務課

〒781-2192

いの町1700-1

☎ 893-1118

吾北総合支所住民課

〒781-2492

いの町上八川甲1934

☎ 867-2300

本川総合支所住民課

〒781-2601

いの町長沢123-12

☎ 869-2112

《対象とならない資産》

(1)自動車税・軽自動車税の課